

第2章 ろっかしよ 六ヶ所再処理工場等

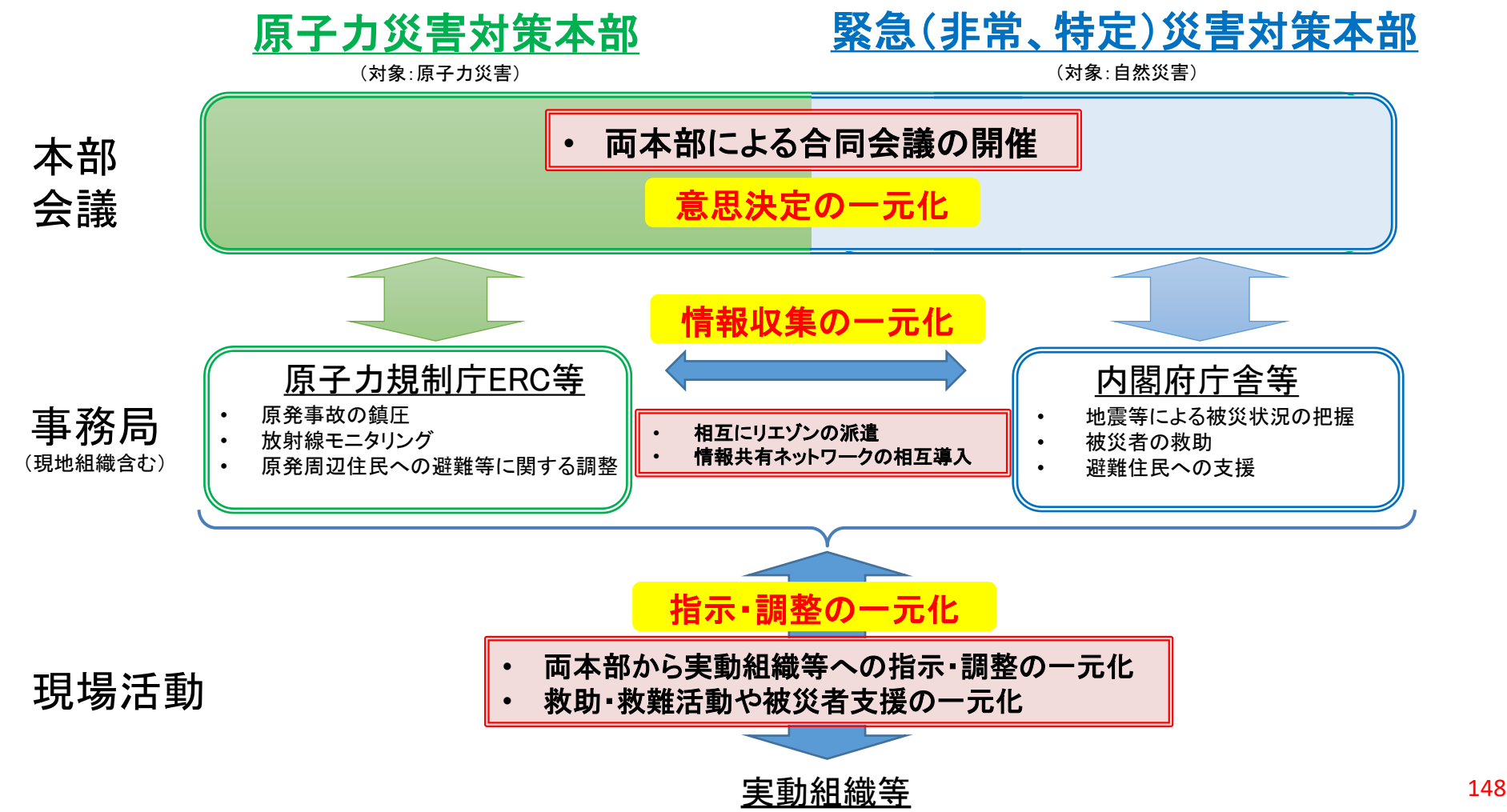
4. 大雪時における対応

<対応のポイント>

1. 避難が必要となる場合には、避難経路上の道路除雪を実施し、安全に避難できるようにする。
2. 原子力災害に伴う放射性物質の放出のおそれなどにより道路管理者による除雪作業が困難となった場合は、実動組織による除雪や避難等の支援を実施することで、避難経路上の安全を確保する。
3. 避難行動をとると人命を危険にさらすリスクがある場合は屋内退避を優先し、避難経路の除雪完了等により安全に避難できることが確認された後に避難を実施する。
4. 関係自治体等が避難開始のアナウンスをするので、交通誘導にしたがって避難する。

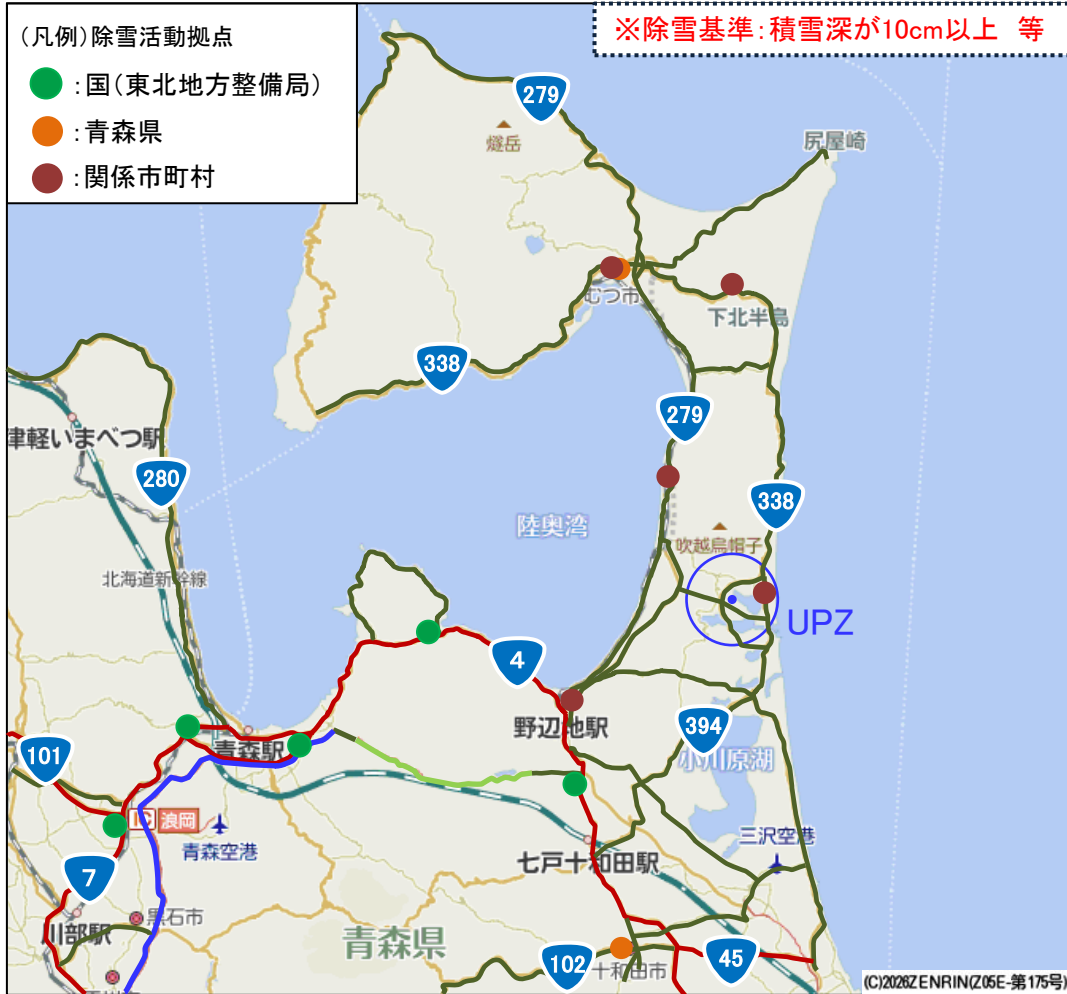
豪雪との複合災害時における除雪体制

- 豪雪など自然災害と原子力災害の複合災害が発生した場合は、自然災害に対応する「緊急災害対策本部」と原子力災害に対応する「原子力災害対策本部」の両本部が一元的に情報収集、意思決定、指示・調整を行う連携体制を整え、複合災害発生時の体制を強化。
- 原子力災害時の避難経路の確保において、放射性物質の放出が見込まれていて国が注意喚起を行うなど放射性物質の放出のおそれなどにより、道路管理者や民間事業者による道路啓開等が困難となった場合は、実動組織（警察機関・消防機関・自衛隊）に対して、各機関の役割や特長を踏まえ調整の上、人命救助のための除雪作業、避難に係る支援（交通規制等）を必要に応じて要請する（P188参照）。



降雪時の避難経路の確保(自然災害対応)①

- 青森県は地域防災計画に基づき、除雪事業計画を定め、路線の重要性等を考慮してあらかじめ除雪路線を設定し、当該路線**ごと**の除雪作業目標に従い、適切に除雪を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省東北地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り、各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



除雪機械の保有台数	
国(東北地方整備局)※1	●台
青森県	●台
ろっかしよむら 六ヶ所村	●台
民間事業者	●台
青森県道路公社	●台
高速道路会社(NEXCO)※2	●台

※1 青森県内の配備数。
※2 東日本高速道路(株)東北支社青森管理事務所の保有台数。
※3 台数は令和●年●月●日現在。

- 国道4号、7号、45号、101号(国)
- 国道102号、279号、280号、338号、394号、県道(青森県)
- みちのく道路(青森県道路公社)
- 東北自動車道、青森自動車道(高速道路会社(NEXCO))

降雪時の避難経路の確保(自然災害対応)②

- 青森県では、除排雪管理システムの導入や排雪予定マップの公表を通じて、除排雪に係る事務作業の効率化や排雪予定の見える化を促進。
- また、雪の少ない地域から多い地域に対する除排雪資機材の市町村マッチング支援や、国・青森県・市町村が連携したスクラム除雪を実施。

除排雪管理システム

- 除雪機械に専用端末(スマホ)を搭載して位置情報を取得。
- 作業日報や稼働時間集計等の資料をシステムが自動作成。

【作業記録】

【出動状況】

取得データをもとに作業日報等を自動作成

排雪予定マップ

- 専用サイトで排雪予定が分かるように公表。
- 自宅周りの排雪予定を拡大・縮小で確認可能。

【青森県排雪予定マップ】

【携帯電話画面】

市町村への除排雪支援

- 雪の少ない地域から多い地域に対する除排雪資機材の市町村マッチング。

【青森県の市町村除排雪支援】

支援チーム	支援先(市町村)	支援内容(台数/期間)
建設業協会 (下北支部)	青森市	× 16台 (1/14~1/15)
	黒石市	× 6台 (1/7~1/11)
建設業協会 (上北支部)	青森市	× 3台 (1/11~1/13)
	板柳町	× 5台 (1/13~1/15)
建設業協会 (西地方支部)	鯉ヶ沢町	× 4台 (1/13~1/17)
	田舎館村	× 4台 (1/10~1/14)
建設業協会 (三八支部)	青森市 (浪岡地区)	× 5台 (1/14~1/25)
	弘前市	× 12台 (1/10~1/13)

スクラム除雪

- 国・青森県の排雪作業に併せて市道から雪を掃き出し、市道の雪の運搬排雪も一緒に行う取組。

①市道側から掃き出し

②市道側から出た雪の積込運搬

豪雪時における除雪体制(自然災害対応)

- 青森県では、豪雪への対応を図る必要が生じた場合、道路管理者、警察、気象台等から構成される豪雪対策本部会議等を設置し、除雪等に係る必要な対策を講じることとしている。
- また、豪雪への具体的な対応等について調整するため、国・県による「青森県豪雪対策に関する連絡調整会議」も開催。令和7年度は、国(東北地方整備局)の除雪機材を、随時市町村へ支援することや、国・県・市町村が連携し、特に市町村の除排雪が迅速に進むよう支援を行うこと、今後の降雪や除雪状況を踏まえ、関係者間での情報共有体制を強化することを決定。

【令和7年度 青森県豪雪対策に関する連絡調整会議の概要】



【結果概要】

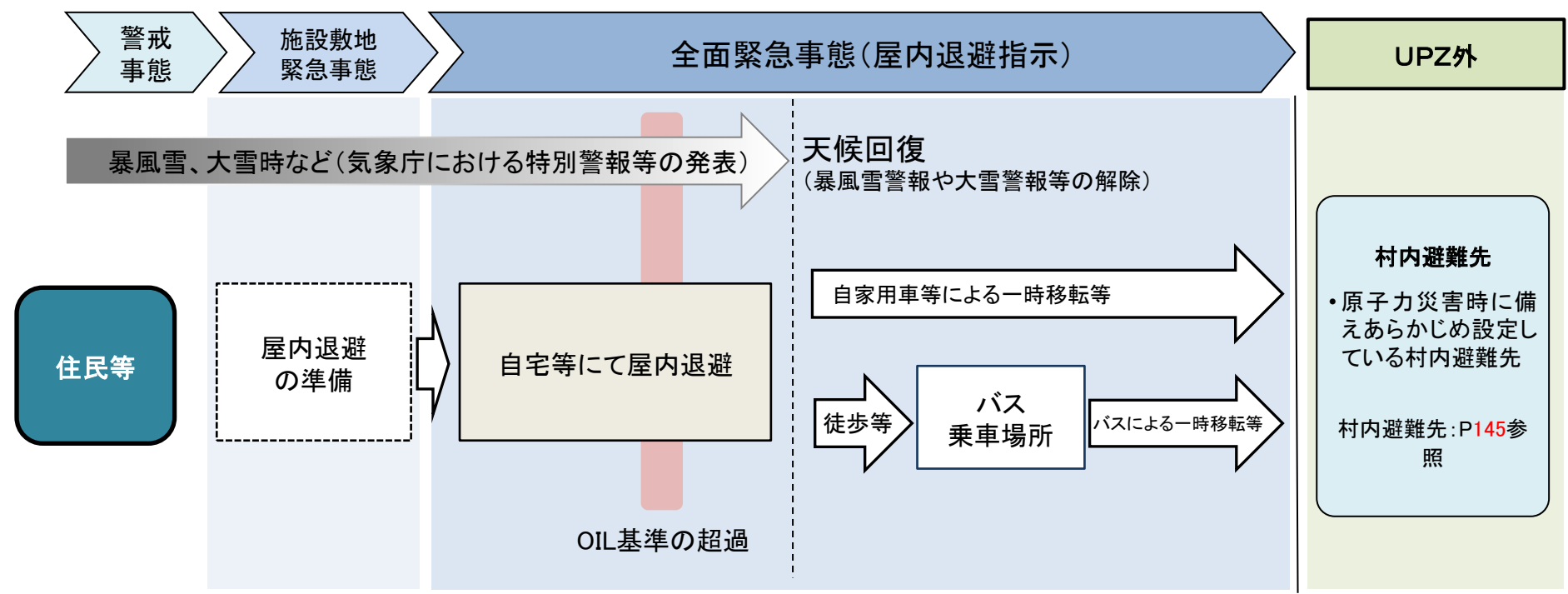
- ① 国(東北地方整備局)の除雪資機材について、市町村への支援を随時強化すること。
※R8 1/30 現在小型除雪機29台を貸与中
上記に加え、追加貸与可能機械の提示
- ② 国・県・市町村が連携し、特に市町村の除排雪が迅速に進むよう支援^{注)}を行うこと。
注)(1)国からの支援例:市道等の雪を国道・県道に掃き出し、
国が手配したダンプトラックで運搬排雪を行うスクラム除雪など
(2)県からの支援例:県内他地域から市町村への除排雪資機材等の派遣など
- ③ 今後の降雪や除雪状況を踏まえ、関係者間での情報共有体制を強化すること

出典:青森河川国道事務所HPを基に作成

暴風雪や大雪時などにおけるUPZの防護措置

- OIL基準の超過により一時移転等が必要な場合であっても、暴風雪や大雪等により気象庁から特別警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。※
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞ （外出をすることで命に危険が及ぶような場合）



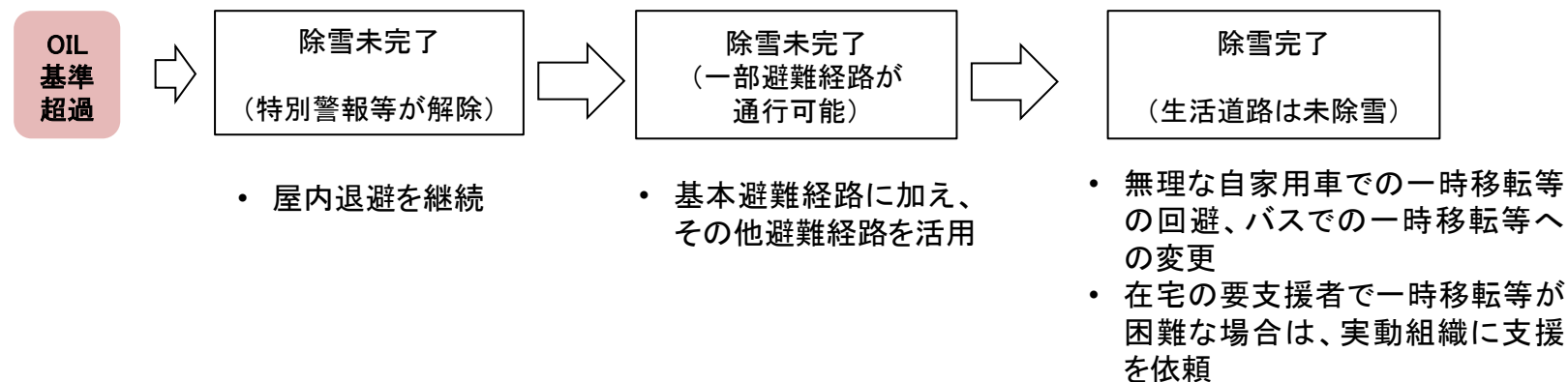
※ 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため六ヶ所村にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。

台風等に伴う大雨により、六ヶ所村から土砂災害や洪水等に係る避難指示等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所・指定避難所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

積雪量が多く直ちに一時移転等が困難な場合の対応(UPZ)

OIL基準を超過し、暴風雪や大雪などの特別警報等が解除された場合であっても、避難経路の除雪が完了し安全に一時移転等ができる環境となるまでは、屋内退避を継続する。※1

- 基本避難経路の除雪が未完了の段階であっても、その他避難経路が活用できる場合は、その他避難経路を活用する。
- 主要な幹線道路の除雪が完了し、一時移転等が可能となった時点で住民避難を開始する。なお、生活道路の除雪が完了しなければ一時移転等が出来ない場合において、道路管理者や民間事業者による除雪が困難になった場合には、実動組織により除雪及び一時移転等の支援(P148参照)を行うが、除雪が完了していない間には、無理な自家用車での一時移転等による立ち往生などを回避するため、当該住民はバス等により一時移転等を行うこととする。※2
- 社会福祉施設等の入所者についても、避難経路の除雪が完了した段階で一時移転等を開始することとする。在宅の要支援者について、支援者の介助等によっても一時移転等が困難な場合は、実動組織(消防、自衛隊等)の支援により一時移転等を行う。



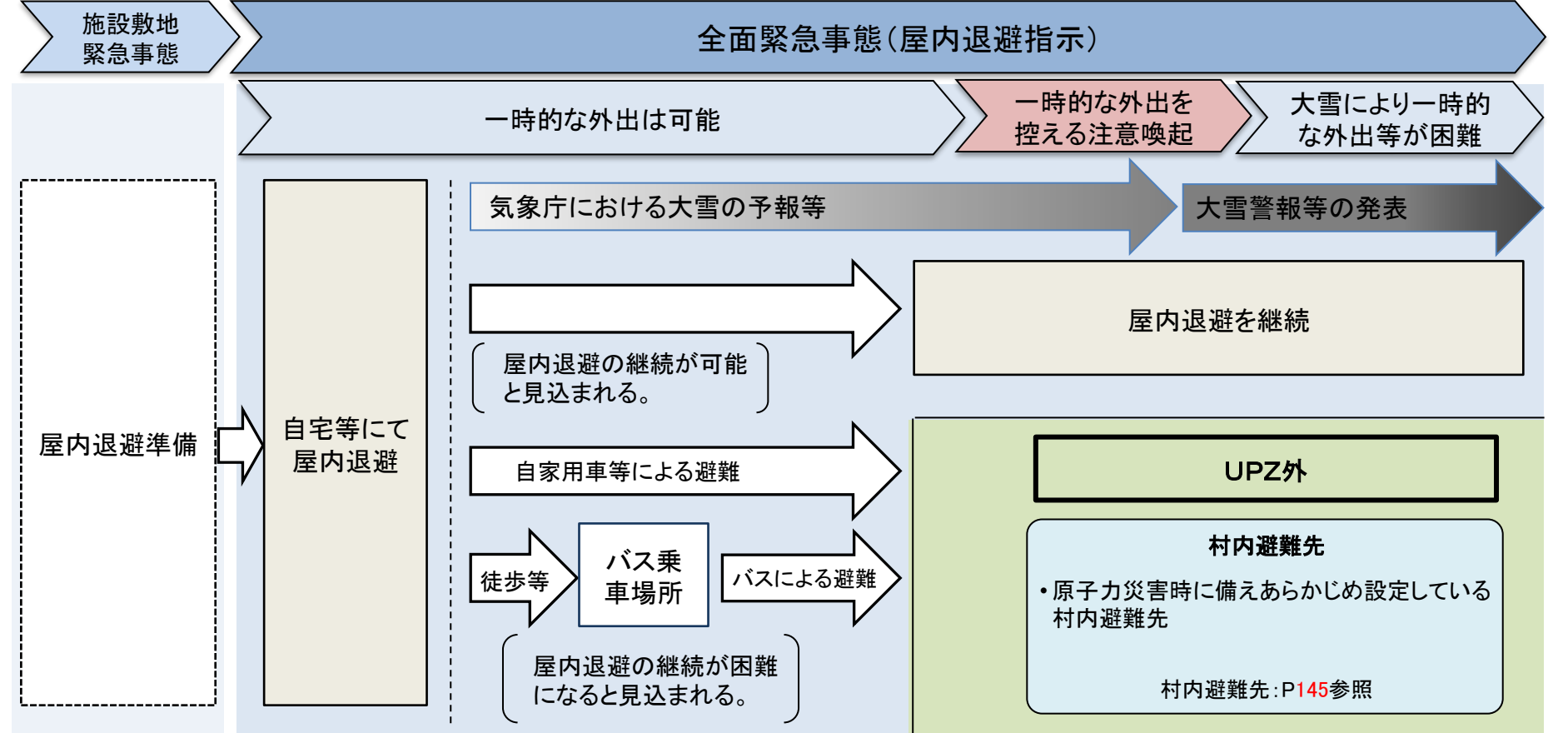
※1 立ち往生などにより除雪活動が妨げられることがないよう、豪雪時の対応について必要な広報を行う。
屋内退避中も、生活物資の受け取りや屋根の雪下ろし等、生活の維持に最低限必要な一時的な外出は可能。放射性物質の放出が見込まれている場合等については、一時的な外出を控える旨の注意喚起を国や自治体から行う。

※2 バス乗車場所及び社会福祉施設から幹線道路までの経路について優先的に除雪するなど、バスや福祉車両による一時移転等が可能となるよう留意する。
また、生活道路の除雪が完了した場合には、原則自家用車等による一時移転等を行うこととする。

大雪の予報等の発表により屋内退避の継続が困難になると見込まれる場合

- 気象庁から大雪の予報等が発表され、屋内退避の継続が困難になると見込まれ、交通障害等により避難を実施することで命に危険が及ぶ前に避難が必要であると、関係自治体等が判断した場合には、その指示に従いUPZ外へ避難を行う。
- 屋内退避指示が出ている中で大雪が発生すると、物資の受け取り、人的支援、一時的な外出等が困難になることも想定される。加えて、放射性物質の放出が見込まれ一時的な外出を抑える旨の注意喚起がされた場合には、一時的な外出を実施できない期間が長くなるため、屋内退避の継続が困難になると見込まれた時点で避難を行うことはできる。
- 屋内退避の継続が困難となった時点での避難は、天候や除雪等の状況によって、交通障害が発生し、命に危険が及ぶため、屋内退避の継続が困難になると見込まれた時点かつ安全に避難ができる段階で避難を行うことはできる。

<全面緊急事態で大雪の予報等が発表された場合>

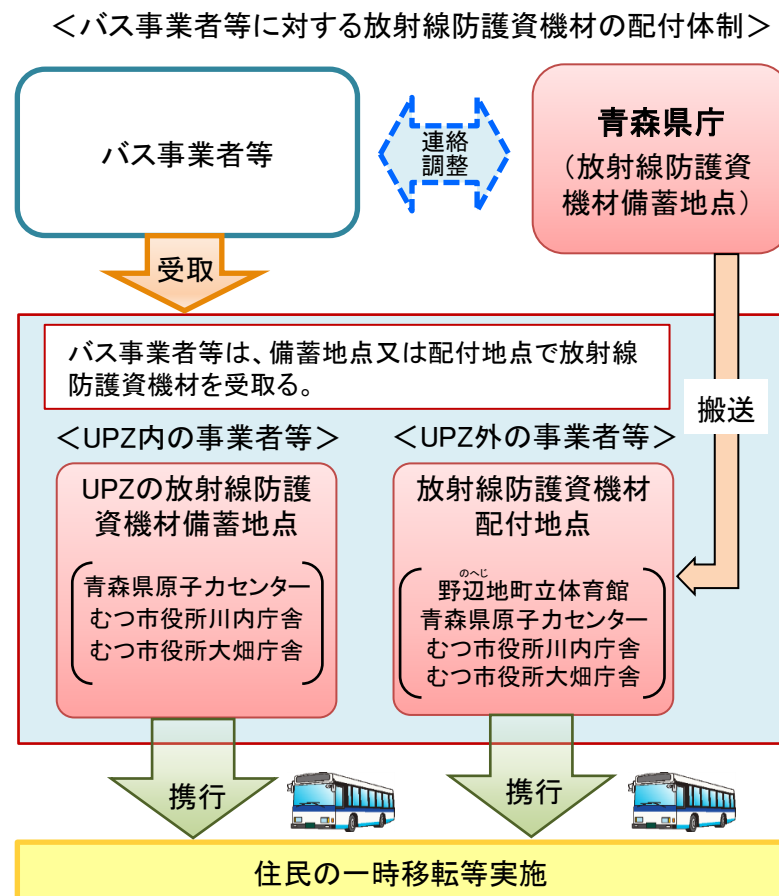
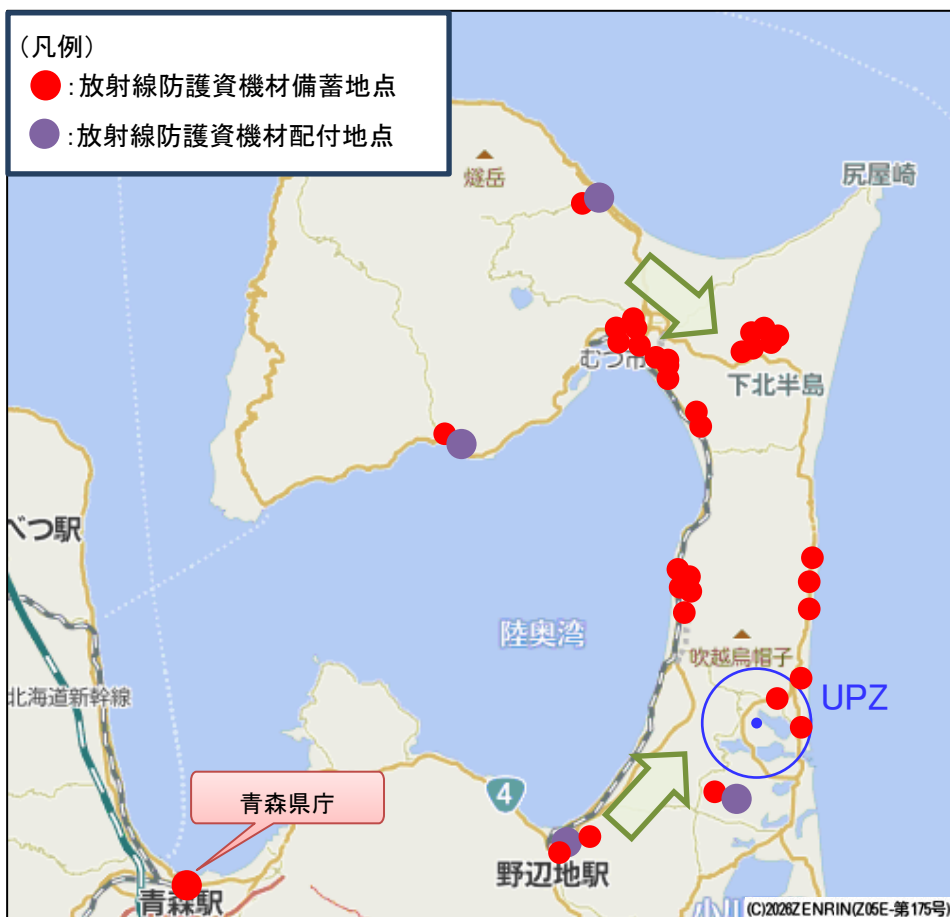


第2章 ろっかしよ 六ヶ所再処理工場等

5. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制

UPZの防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- 六ヶ所村では、防災業務従事者のための放射線防護資機材を備蓄。六ヶ所村の資機材が不足する場合には、放射線防護資機材備蓄地点から供給を実施。
- UPZ内住民の一時移転等を担うバス事業者等には、放射線防護資機材備蓄地点で、放射線防護資機材を配付。なお、平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。
- 放射線防護資機材配付地点では、それまでのモニタリング結果等により、業務従事に伴う被ばく線量が1mSvを十分に下回ることをあらかじめ確認。



原子力事業者による放射線防護資機材等の支援体制

- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」を締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

原子力災害時における原子力事業者間協力協定(平成26年10月10日)※

- 【協定事業者】
北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃
- 【目的】
原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止及び早期復旧の一翼を担うことを目的とする。
- 【協力活動の範囲】
原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリング及び周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
個人線量計	1,000個
全面マスク	1,000個
タイベックスーツ	30,000着



サーベイメータ(GM管)



個人線量計



全面マスク



タイベックスーツ

※ 本協定のほか、東北電力、東京電力、電源開発、日本原燃及びリサイクル燃料貯蔵の5社間において「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」(平成23年12月9日)を締結。

青森県及び六ヶ所村における行政備蓄

➤ 緊急時に備え、青森県及び六ヶ所村では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、青森県が調整を行い、県内の全市町村や物資供給等に関する協定を締結している民間事業者等の協力を得て、食料及び生活物資等を融通・供給。

青森県及び六ヶ所村の生活物資の備蓄状況

備蓄物資 種類	青森県	六ヶ所村
主食(食)	157,050	8,641
副食(食)	—	4,729
飲料水(リットル)	20,232	7,964
毛布(枚)	44,460	1,580
トイレ		
設置型(台)	—	35
携帯型(回分)	311,100	300

※1 上記の数量は、令和6年11月1日時点で青森県及び六ヶ所村が把握している数。
※2 上記の他に、常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している

青森県の物資供給等に関する協定締結状況

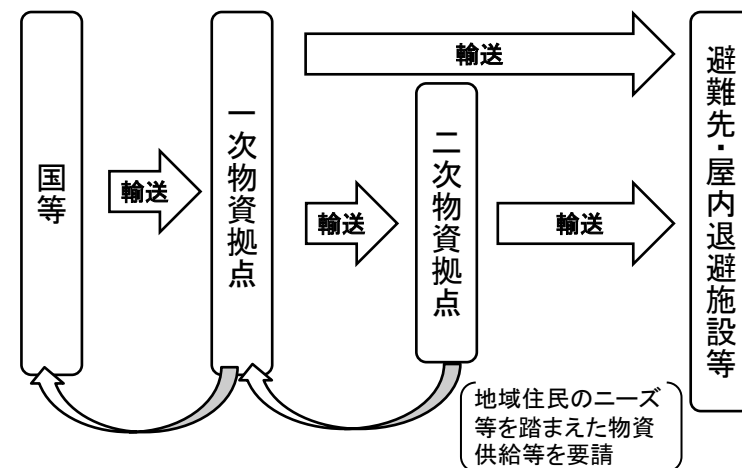
- ろっかしよむら 六ヶ所村及び避難先市町から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、青森県は、「災害時における物資の供給に関する協定」等を民間企業等と締結。

災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

協定の種類	内容	締結民間企業等
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	災害時における生活物資や食料の供給	全国農業協同組合連合会青森県本部(全農青森)、青森県生活協同組合連合会
災害時における物資の供給に関する協定	災害時における食料や飲料等の供給	(株)ローソン、(株)ユニバース、(株)ファミリーマート、イオングループ、(株)イトーヨーカ堂、セブンーイレブン・ジャパン、(株)マエダ、(株)工藤パン、日糧製パン(株)、横浜ファーマシー、紅屋商事(株)、NPO法人コメリ災害対策センター、DCM(株)、(株)赤ちゃん本舗
災害時における段ボール製品の調達に関する協定	災害時における段ボール製品の供給	東日本段ボール工業組合
災害時における飲料供給に関する協定	災害時における飲料等の供給	サントリーフーズ(株)、みちのくコカ・コーラボトリング(株)、大塚製薬(株)
災害時における石油類燃料の調達及び安定供給に関する協定	災害時における緊急通行車両への優先給油及び警察・消防署等の重要施設に対する石油燃料の供給	青森県石油商業組合、青森県石油商業協同組合
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	災害発生時における緊急・救援物資等輸送	(公社)青森県トラック協会、一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク
船舶による輸送の確保に関する協定	災害発生時における緊急・救援物資等輸送	東北内航海運組合、川崎近海汽船株式會社津軽海峡フェリー(株)、北日本海運(株)、共栄運輸(株)

青森県における物資の調達・供給

- 物資供給の迅速性を高めるため、六ヶ所村の周辺に、国等からの物資を集積する一次物資拠点を設定。一次物資拠点では、地域のニーズ等を踏まえて必要な食料や物資を分別し、住民の避難先や二次物資拠点到輸送。
- 二次物資拠点では、一次物資拠点から輸送された物資をもとに、地域住民の状況を踏まえて物資を供給。あわせて、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 一次物資拠点・二次物資拠点では、必要に応じて防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。
- 物流専門家の派遣について、協定事業者等に要請し、より効率的に物資を供給。



一次物資拠点(県内9候補施設)

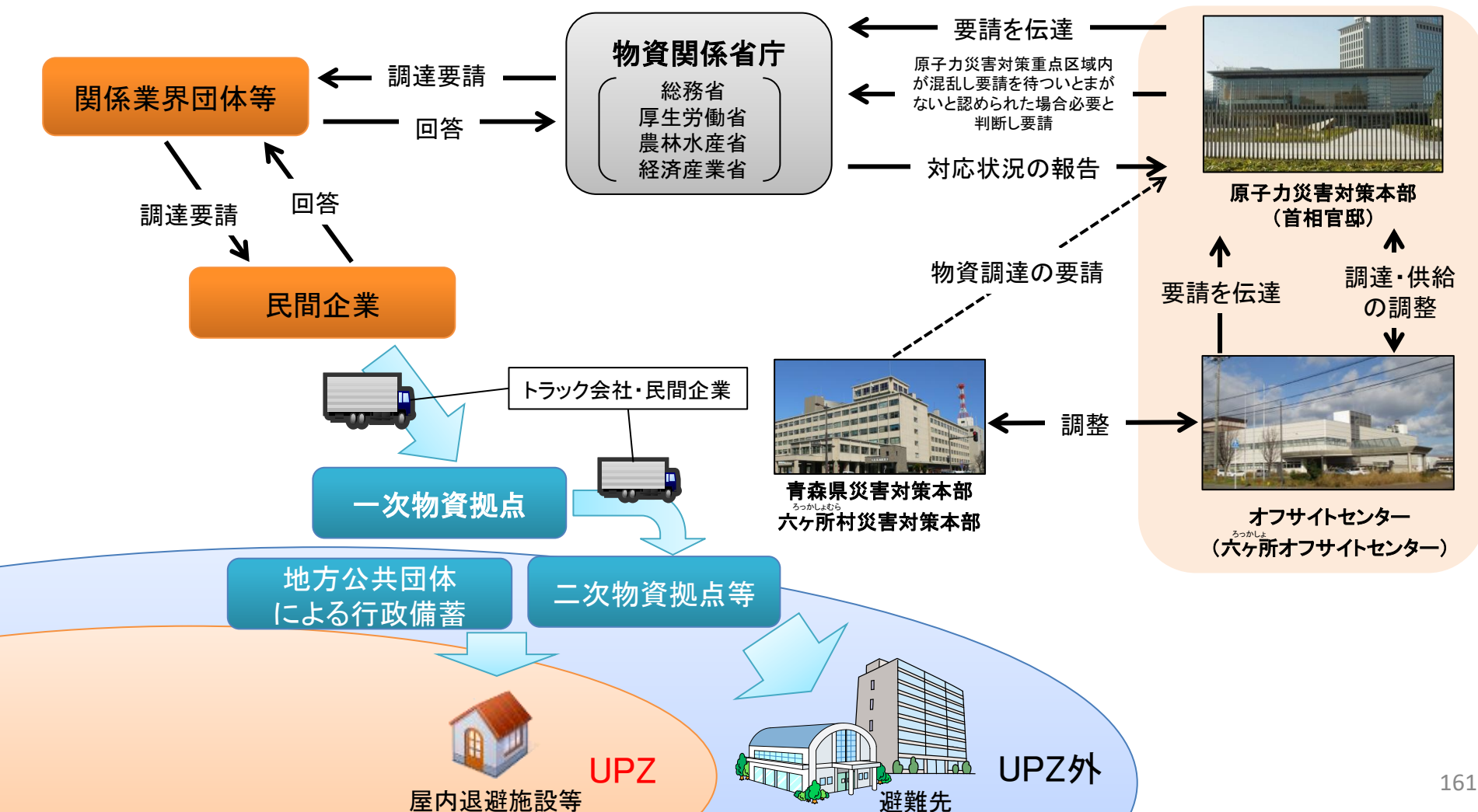
- ・避難・屋内退避住民に対する国等の供給食料・物資の集積
- ・ボランティア団体等による食料・物資の集積
- ・オフサイト対応で必要となる放射線防護資機材
- ・追加で必要となる緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材
- ・災害関係情報（道路情報、緊急時モニタリング情報）等

二次物資拠点

- ・避難先住民や屋内退避住民への食料・物資の供給
- ・地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給等に関する各種要請
- ・災害関係情報（道路情報、緊急時モニタリング情報）等

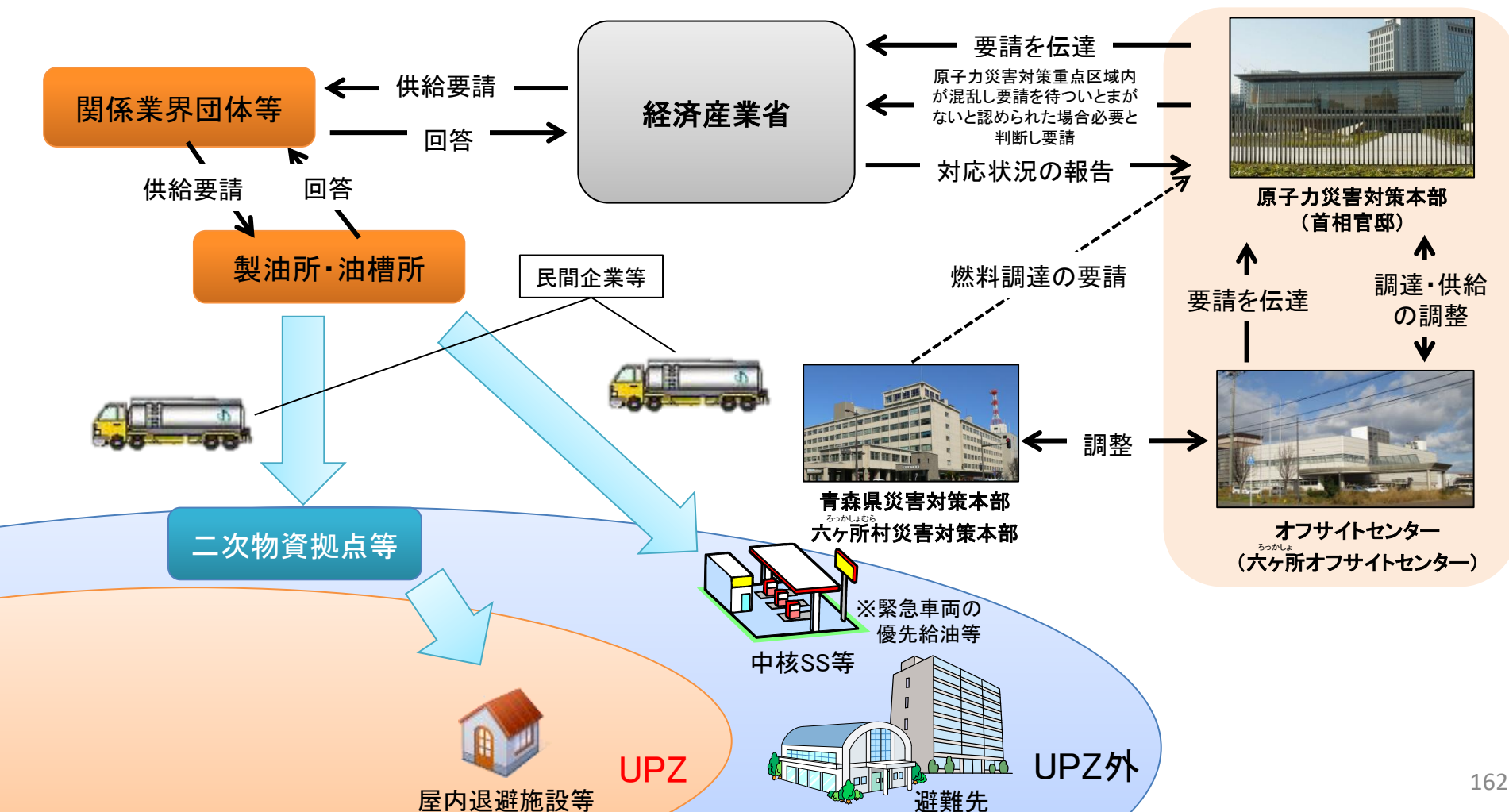
国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

- 青森県及び六ヶ所村^{ろっかしよむら}が備蓄している物資が不足する場合、青森県及び六ヶ所村から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、一次物資拠点への物資搬送を行う。



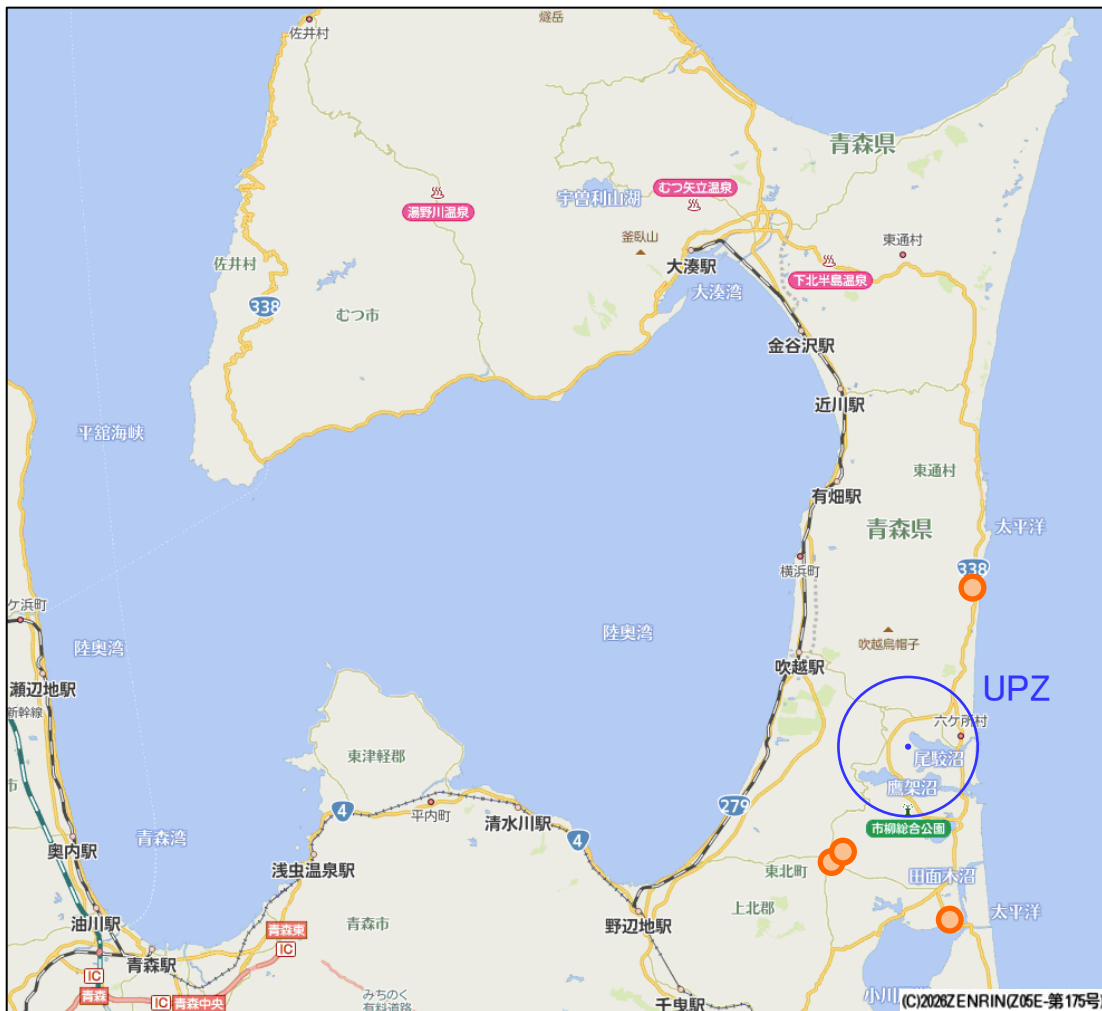
国による物資(燃料)の供給体制

- 青森県及び六ヶ所村^{ろっかしよむら}が備蓄している燃料が不足する場合、青森県及び六ヶ所村から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から二次物資拠点等への搬送を行う。



災害による停電時の燃料供給拠点について

- 国は、自家発電設備を備え、災害による停電時にも地域の住民の方々に継続して給油を行うことができる「住民拠点サービスステーション」を、青森県に合計279箇所整備済み。
- 災害による停電時には、これらの住民拠点サービスステーション等を拠点とし、燃料供給を行う。



その他の市町村の整備箇所数

青森市:38箇所	田舎館村:1箇所
弘前市:27箇所	板柳町:4箇所
八戸市:43箇所	鶴田町:4箇所
黒石市:7箇所	中泊町:9箇所
五所川原市:21箇所	七戸町:6箇所
十和田市:13箇所	六戸町:3箇所
三沢市:5箇所	横浜町:1箇所
むつ市:12箇所	東北町:11箇所
つがる市:14箇所	おいらせ町:5箇所
平川市:9箇所	大間町:2箇所
平内町:2箇所	東通村:2箇所
蓬田村:1箇所	三戸町:2箇所
外ヶ浜町:1箇所	五戸町:4箇所
鰺ヶ沢町:2箇所	田子町:4箇所
深浦町:6箇所	南部町:5箇所
藤崎町:7箇所	階上町:1箇所
大鰐町:2箇所	新郷村:1箇所

六ヶ所村の整備箇所数：4箇所



※ 令和7年2月28日時点。

主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体

➤ 被災者の生活の維持のために必要な物資（食料等の生活用品等）の調達・供給は、防災基本計画に基づき実施。

物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	国土交通省	飲料水（応急給水）	周辺自治体水道局
医薬品等	厚生労働省	一般薬、紙おむつ、マスク 等	日本OTC医薬品協会、 日本製薬団体連合会、 日本医療機器産業連合会、 日本医薬品卸売業連合会 等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰 等	各種食品産業関係団体 等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレットペーパー、毛布 等	（一社）ジャパン・レンタル・アソシエーション、 日本家庭紙工業会、 日本毛布工業組合 等
燃料（石油・石油ガス等）		ガソリン、軽油 等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、 独立行政法人エネルギー・ 金属鉱物資源機構（JOGMEC） 等

貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資
通信機器	総務省	災害対策用移動通信機器 （衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機）

第2章 ろっかしよ 六ヶ所再処理工場等

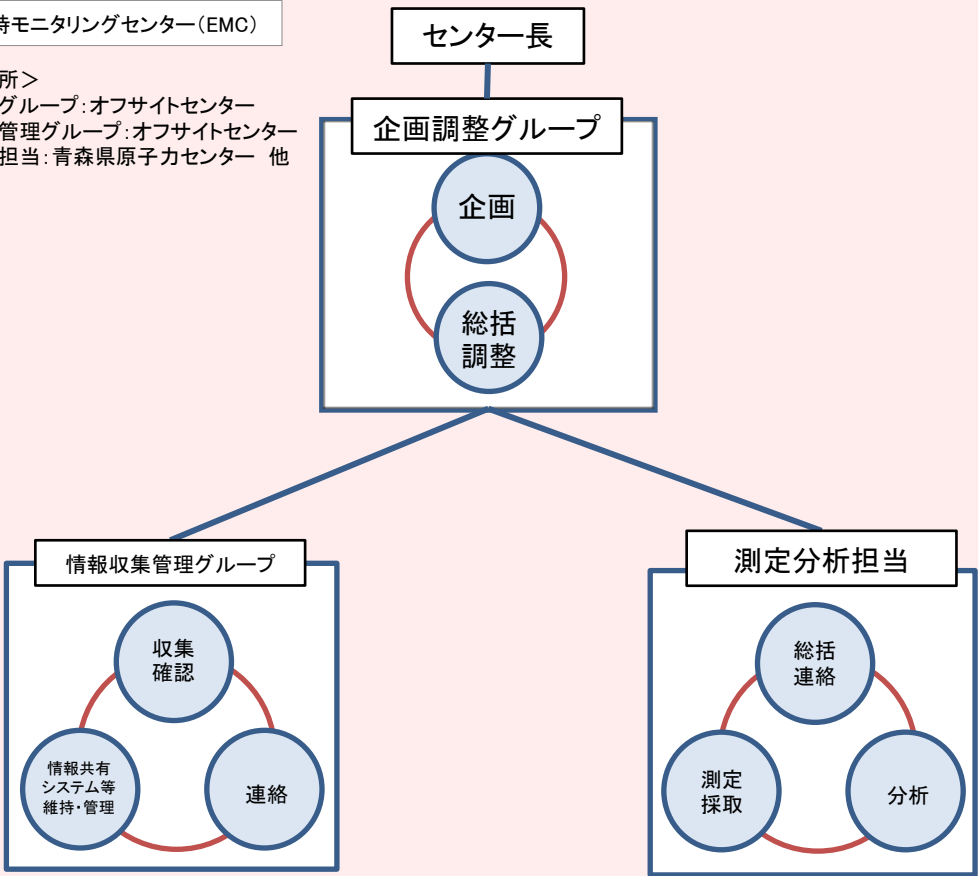
6. 緊急時モニタリングの実施体制

緊急時モニタリングセンターの体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。
- 緊急時モニタリングセンター（EMC）の体制は、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループをオフサイトセンターに、測定分析担当を青森県原子力センターに設置。
- ろっかしよ六ヶ所原子力規制事務所に上席放射線防災専門官等の職員を配置し、緊急時モニタリングを円滑に実施。

緊急時モニタリングセンター（EMC）

<設置場所>
企画調整グループ：オフサイトセンター
情報収集管理グループ：オフサイトセンター
測定分析担当：青森県原子力センター 他



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

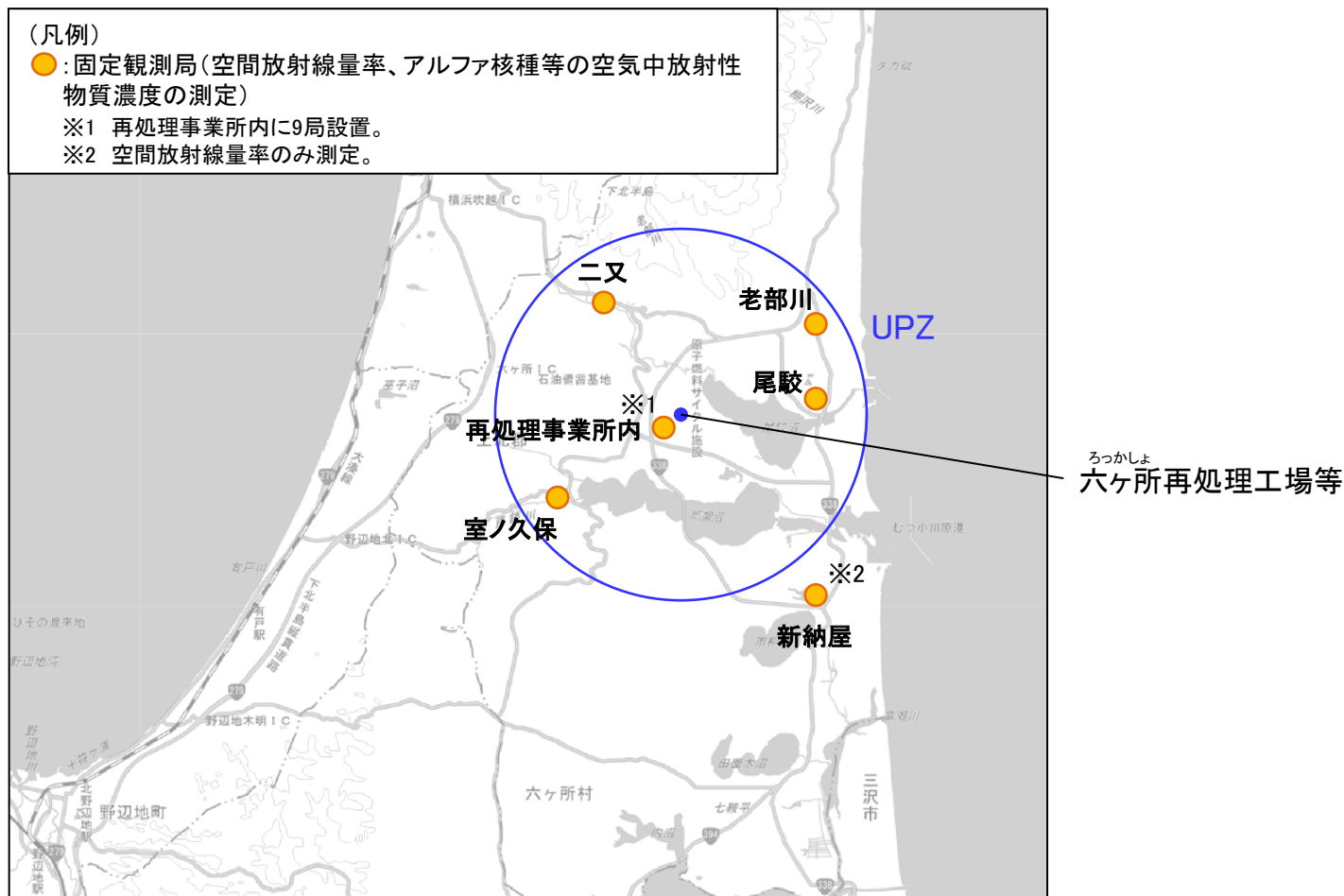
中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

六ヶ所地域の空間放射線量率等のモニタリング体制

- 六ヶ所村に、緊急時モニタリング地点6地点を設定し、防護措置の実施判断や被ばく評価に資する連続測定を実施。
- 再処理事業所敷地内では、9局で連続測定を実施。
- UPZ外については、必要に応じて国が原子力事業者の協力を得ながら、航空機やモニタリングカー等の機動的手法を用いて緊急時モニタリングを実施。



青森県における環境放射線モニタリング機器

- 緊急時モニタリング地点では、固定観測局4局（青森県1局、日本原燃3局）で空間放射線量率及び大気中の放射性物質濃度を、電子式線量計1局（青森県）で空間放射線量率を測定。※
- 万が一、固定観測局等が使えなくなった場合等に備え、可搬型モニタリングポスト9台（青森県）を別途配備。※
- 空間放射線量率、大気中の放射性物質濃度を測定する装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備。

※ 外部電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施。



固定観測局【4局】
（非常用発電機装備）



電子式線量計【1局】
（非常用電源装備）



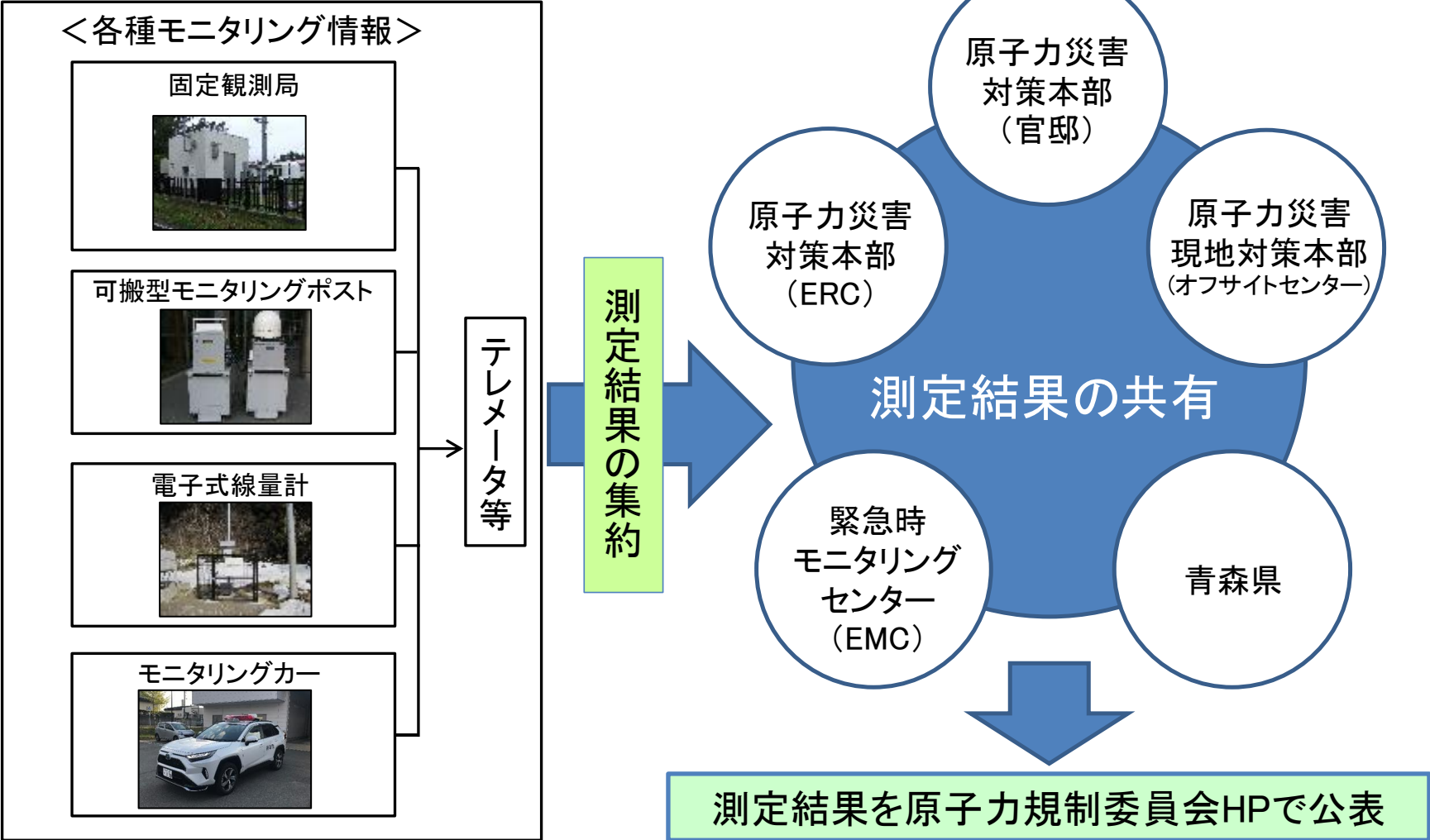
可搬型モニタリングポスト【9台】



モニタリングカー【2台】

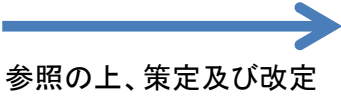
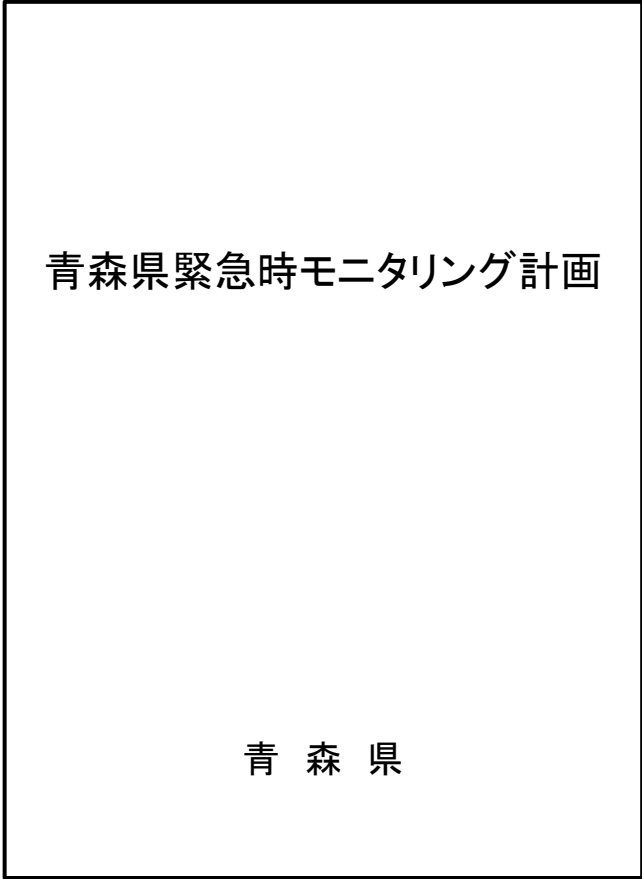
緊急時モニタリング結果の共有及び公表

- 緊急時モニタリングの結果は、放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、緊急時モニタリングセンター等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



緊急時モニタリング実施計画

- 青森県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定め、事態の進展に応じ、同実施計画の改定等を行う。



緊急時モニタリング実施計画(例)

【記載する項目の例】

<実施項目>

- モニタリングの継続
- モニタリングポストの測定間隔の変更
- 必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
- モニタリングカーによる測定の実施
- 大気モニタ・ヨウ素サンプラでの採取・測定
- 飲食物中の放射性核種濃度の測定

等

<実施主体>

- 緊急時モニタリングセンター(測定分析担当)

等

<情報共有／報告の体制>

<注意事項>

等

【その他添付資料等の例】

- 測定項目一覧
- 地図及び観測局等の地点図

等

緊急時モニタリングに係る動員計画

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等（以下「関係機関」という。）から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の保有資機材数

（令和7年度調査による。青森県、日本原燃を除く。）

	要員 (数)	可搬型 モニタリングポスト (台)	モニタリングカー (台)
国	20	80	22
道府県	846	187	42
原子力 事業者	626	68	34
関係指定 公共機関	19	0	2

※ 各資機材については保有数を記載。

六ヶ所地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

- 緊急時モニタリングによる実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる地域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位^{ごと}に緊急時モニタリング地点を設定する必要がある。
- 青森県では、緊急時モニタリング地点6地点を設定し、一時移転等の実施単位^{ごと}に関連付けを行っている。なお、全ての緊急時モニタリング地点に非常用電源を配備しているほか、故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

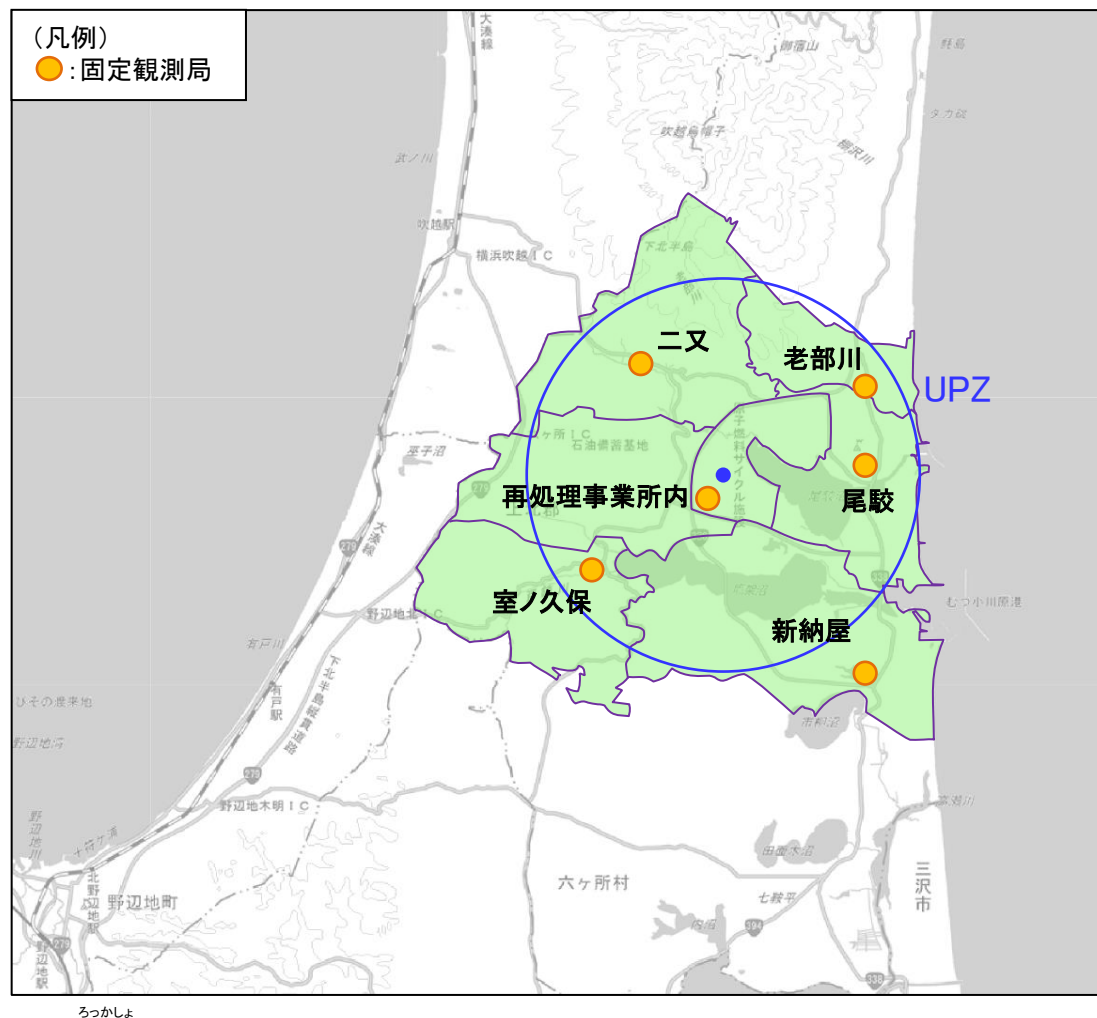


図 六ヶ所地域における緊急時モニタリング地点と一時移転等の実施単位

日本原燃による六ヶ所地域の緊急時モニタリング

- モニタリングポスト※
 - ・モニタリングポスト(9局)で、再処理施設周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び大気中の放射性物質濃度を測定。
- 可搬型モニタリングポスト
 - ・万が一、モニタリングポストが機能喪失した場合に備え、空間放射線量率及び大気中の放射性物質濃度を測定する可搬型モニタリングポスト(18台)を配備。
- モニタリングカー及びサーベイメータ等を搭載する車両
 - ・空間放射線量率及び空気中の放射性物質濃度を測定するモニタリングカー(1台)及びサーベイメータ等を搭載する車両(1台)を配備。
- オフサイトの協力
 - ・緊急時モニタリングセンターに人員を派遣し、必要な協力を行う。

※ 外部電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源の強化や通信回線の強化を実施。



モニタリングポスト【9局】



可搬型モニタリングポスト【18台】



モニタリングカー【1台】



サーベイメータ等を搭載する車両【1台】



(サーベイメータ)



(可搬型ダストサンプラ)

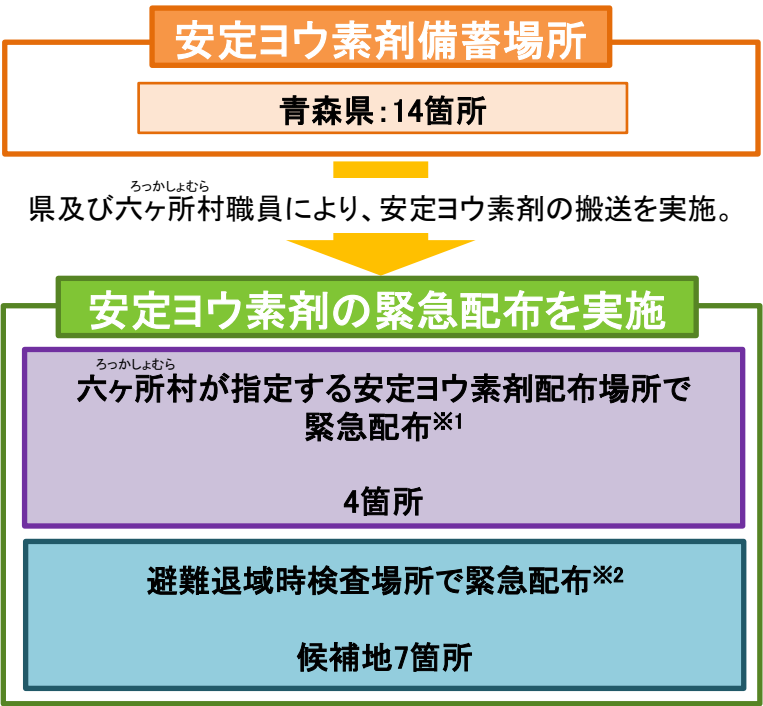
車両に搭載するサーベイメータ等の例

第2章 ろっかしよ 六ヶ所再処理工場等

7. 原子力災害時の医療等の実施体制 (安定ヨウ素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、青森県は計14箇所の施設に合計約663,000丸の丸剤、乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤(32.5mg)5,100包、ゼリー状安定ヨウ素剤(16.5mg)1,460包を備蓄。(令和6年3月31日時点)
- 緊急配布が必要となった場合には、備蓄場所より六ヶ所村が指定する安定ヨウ素剤配布場所(4箇所)及び避難退域時検査場所(候補地7箇所)に搬送の上、対象住民等に順次配布を実施。

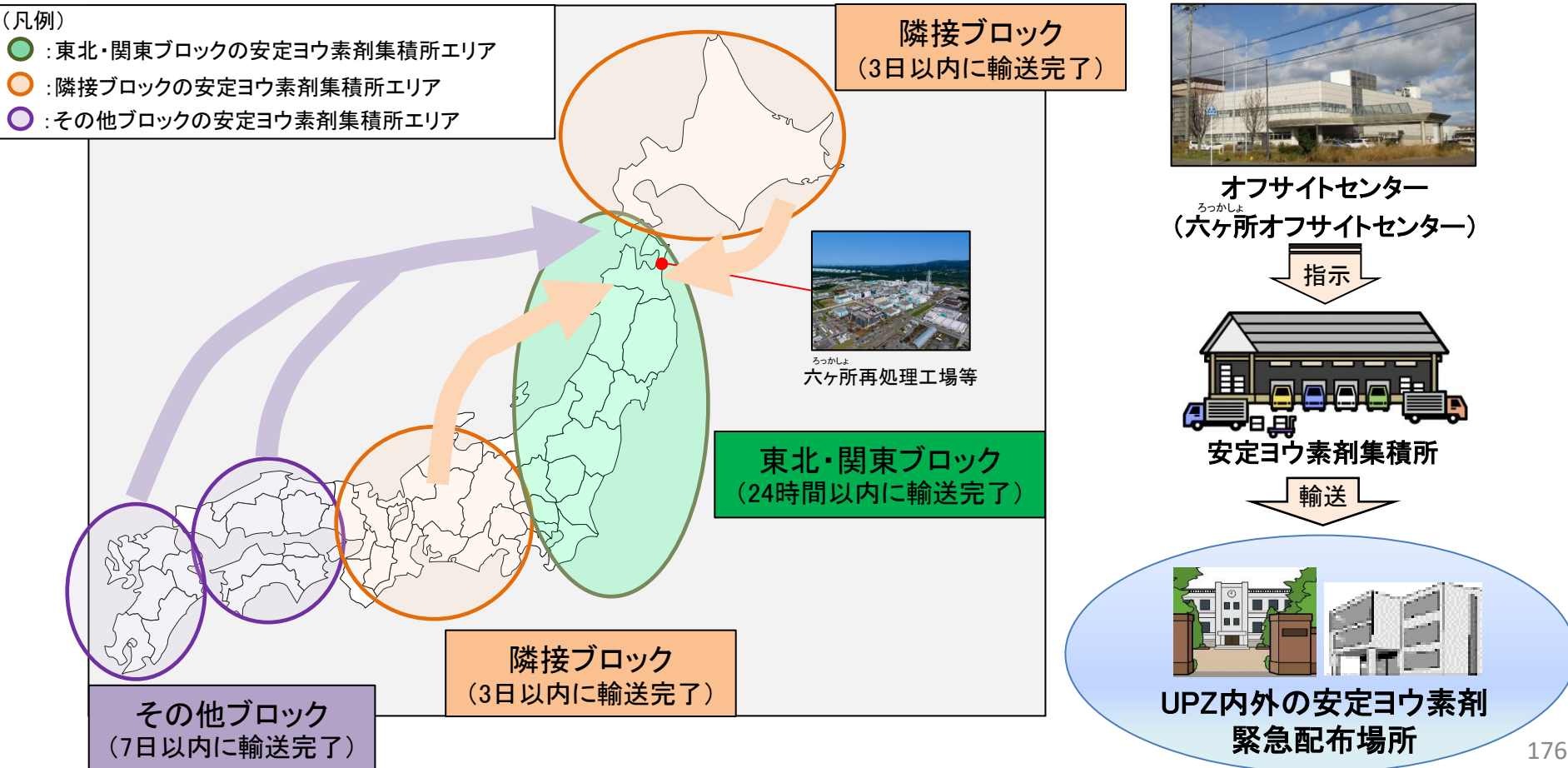


※1: 安定ヨウ素剤配布場所で緊急配布を受けられなかった住民は、避難退域時検査場所(候補地7箇所)でも緊急配布を受けられる。

※2: 避難退域時検査場所での配布については、候補地のうち発災時に青森県が指定する箇所において配布。

国による安定ヨウ素剤の確保体制

- 国は、UPZにおいて安定ヨウ素剤が不足した場合、及びUPZ外において安定ヨウ素剤を必要とする場合に備えた備蓄を実施しており、全国を5つのブロック(北海道、東北・関東、中部、中国・四国、九州)に分け、5箇所の安定ヨウ素剤集積所に丸剤200万丸、乳幼児向けゼリー状安定ヨウ素剤15万包の備蓄を実施。
- 緊急配布場所への輸送は、東北・関東ブロックの安定ヨウ素剤集積所から24時間以内、隣接ブロックの安定ヨウ素剤集積所から3日以内、その他ブロックの安定ヨウ素剤集積所から7日以内に完了する体制。
- さらに、不足する場合には、民間工場での全力生産及び海外からの援助等により、必要数を確保。



避難退域時検査場所の候補地の設定

- 青森県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や避難経路等を考慮し、六ヶ所村の各地区と各避難退域時検査場所の対応付けを行ったうえで、候補地をあらかじめ準備。



避難退域検査場所候補地 7箇所

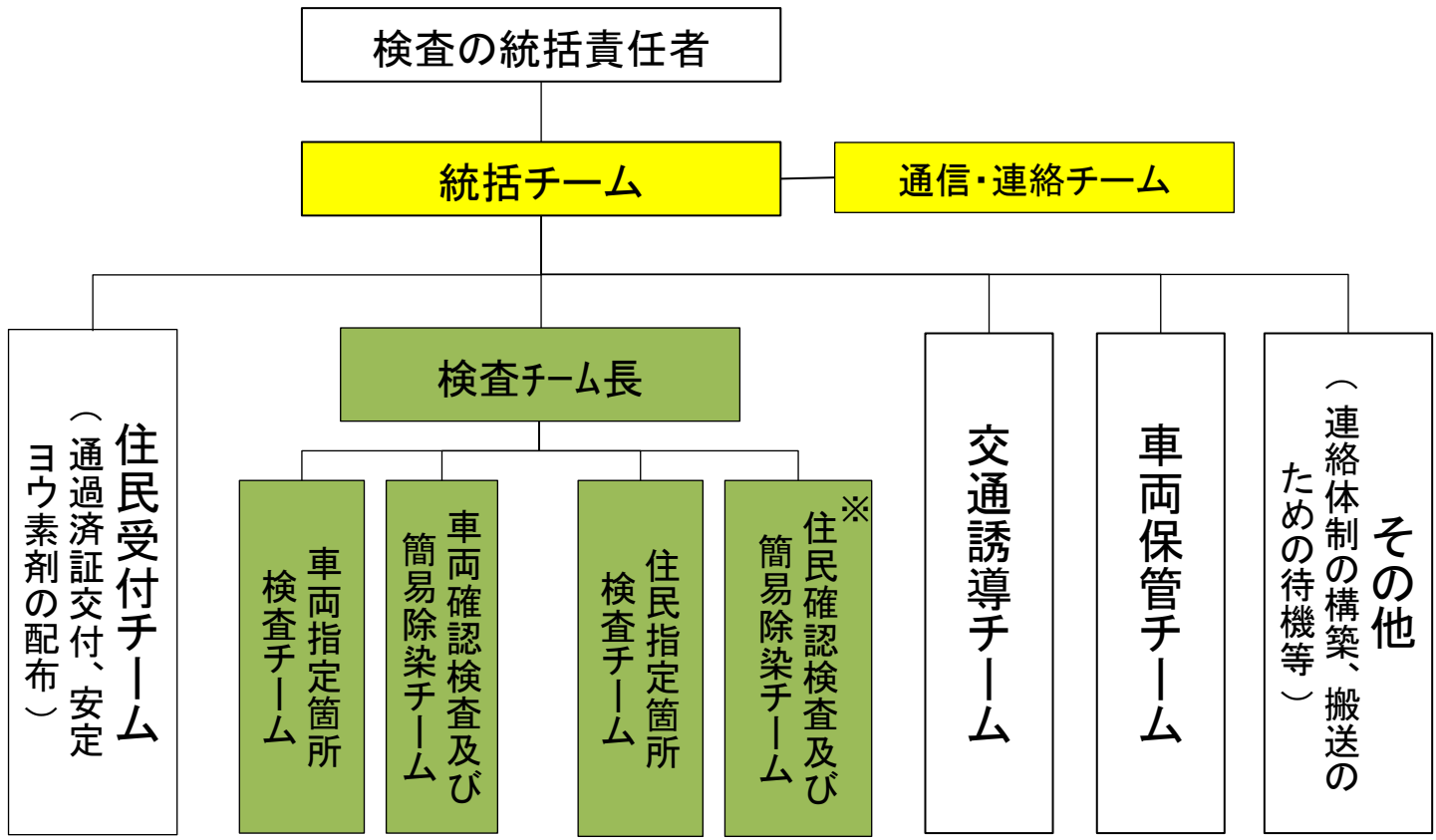
ろっかしよ 六ヶ所村立第二中学校
ろっかしよ 六ヶ所村立南小学校
ちとせたい ろっかしよ 千歳平はるき小公園、 ろっかしよ 六ヶ所村立千歳平小学校
ろっかしよ 県立六ヶ所高等学校
ろっかしよ ちとせ 旧六ヶ所村立千歳中学校
ろっかしよむら 六ヶ所村酪農会館
クリーン・ペア・はまなす

(凡例)
● : 避難退域時検査場所候補地

避難退域時検査場所の運営体制

- 避難退域時検査場所は、青森県及び原子力事業者が国、六ヶ所村、関係機関の協力の下、運営。ろっかしよむら
- 原子力事業者は備蓄資機材を活用し、●●人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
- 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は国及び青森県からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

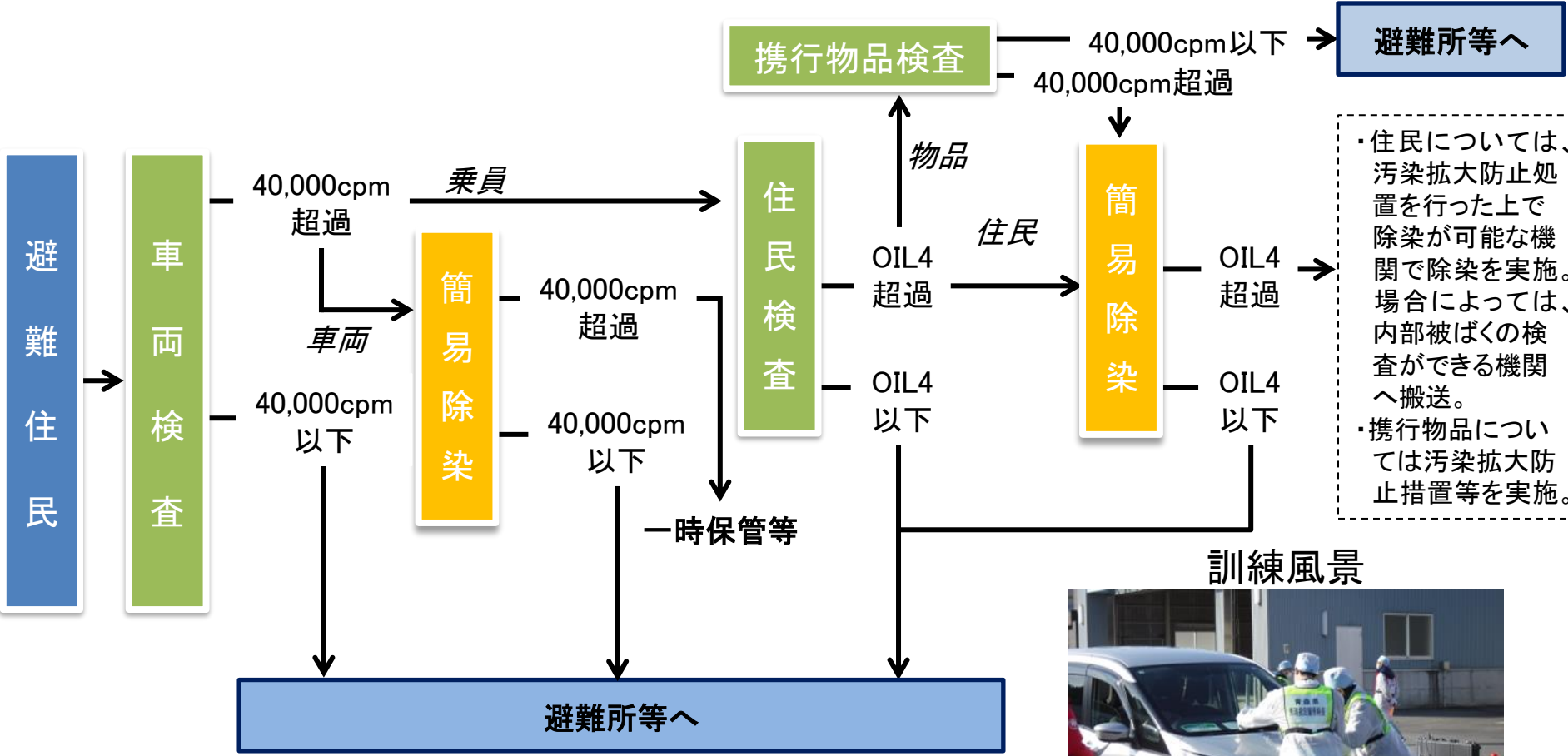
避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)



※ 携行物品検査を含む

避難退域時検査場所における活動基本フロー

- 避難退域時検査は、青森県、原子力事業者、関係機関等の要員により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取扱実習を含む研修を受講。

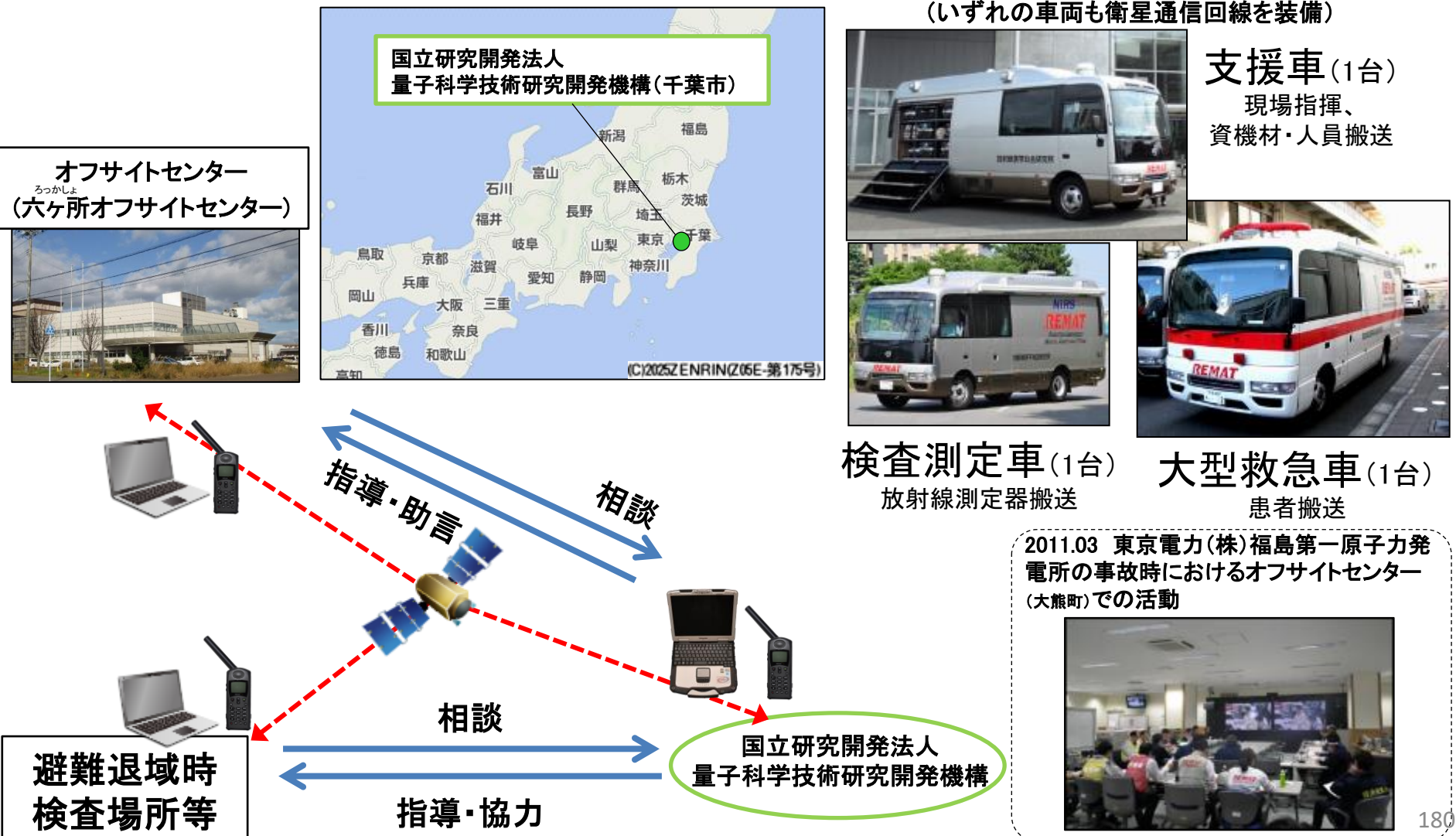


- ※ 一時移転等を行う住民の検査は、乗員の代用として、まず車両検査を行う。
- ※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。
- ※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。



国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構による協力体制

- 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、オフサイトセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、機構からは、原子力災害医療に関する相談への指導・助言も実施。



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構による協力体制

- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター（茨城県）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導や緊急時モニタリング等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。
- また、オフサイトセンターや緊急時モニタリングセンター（EMC）等へ専門家を派遣するとともに航空機によるモニタリングを支援。



放射線防護資機材
(サーベイメーター80台)



移動式体表面測定車(2台)



モニタリング車(2台)



移動式全身測定車(2台)



2011.03 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故時における国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



緊急被ばく医療のための受入体制構築



緊急時モニタリング

原子力災害時における医療体制

➤ 放射性物質による汚染や被ばく状況に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



高度被ばく医療支援センター及び
原子力災害医療・総合支援センター ※国が指定
【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学
法人弘前大学等が実施】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療
を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門
的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援セン
ターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行うほか、
平時から原子力災害拠点病院へ研修、指導、助言を行う。



原子力災害拠点病院 ※青森県が指定
【2医療機関(青森県立中央病院、八戸市立市民病院)】

原子力災害時において、汚染の有無にかか
わらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場
合には適切な診療等を行う。



原子力災害医療協力機関 ※青森県に登録
【16医療機関・5団体】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子
力災害対策等を支援する。

第2章 ろっかしよ 六ヶ所再処理工場等

8. 実動組織の支援体制

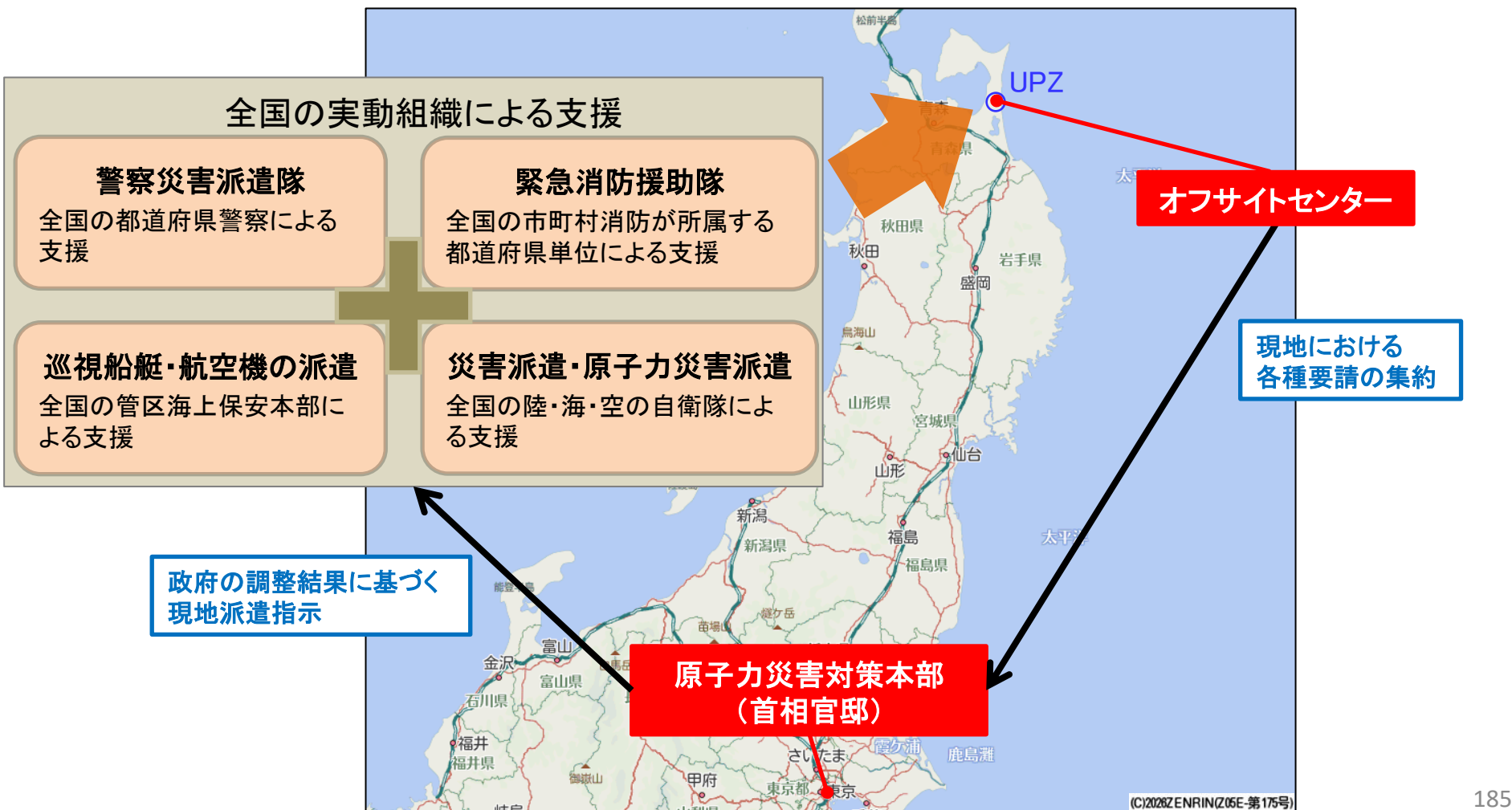
六ヶ所地域周辺の主な実動組織の所在状況

- ろっかしよむら
- 不測の事態の場合は、青森県及び六ヶ所村からの要請により、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。



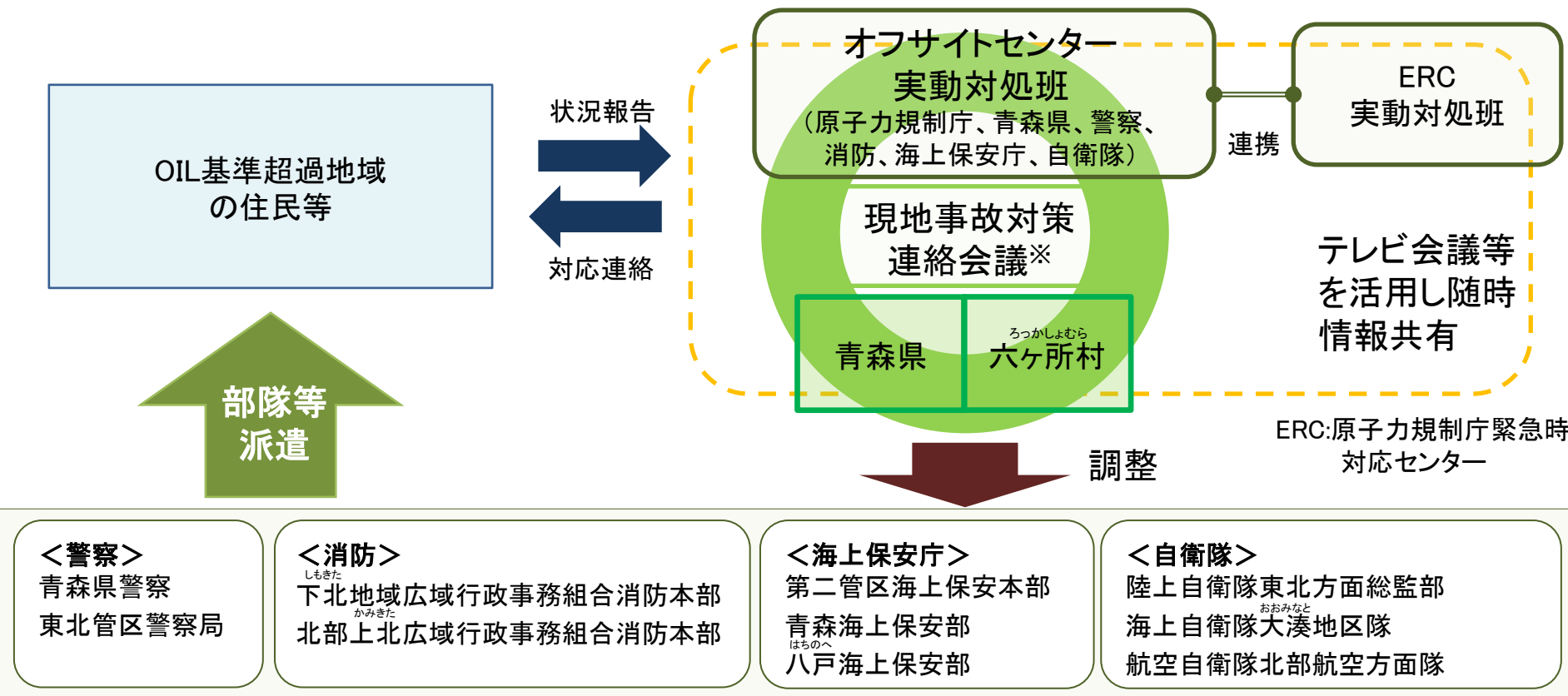
実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、青森県、六ヶ所村からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)による支援を実施。



現地実動組織の体制

- OIL基準を超過した地域では住民が一時移転等を行うことから、青森県及び六ヶ所村^{ろっかしよむら}で避難手段の確保が困難になった場合に備え、オフサイトセンター実動対処班を設置（対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ）。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。
- ※ オフサイトセンター実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施。
 - ➔ 不測の事態における青森県、六ヶ所村^{ろっかしよむら}からの各種支援の要請に対し、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）が連携のうえ、迅速な対応体制を構築。



※ 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報共有。

自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

- 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、青森県及び六ヶ所村からの要請により、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。



避難先又は陸路で避難可能な場所までヘリコプターにより避難。

自治体等と連携の上、通行不能となった道路への他の車両の流入防止。

自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

ろっかしよむら

- 青森県と六ヶ所村との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 船舶等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



防衛省・自衛隊

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

